

全 員 協 議 会

令和2年6月15日（月）
本会議終了後
議場

〔出席議員〕

川神議長、佐々木副議長

三浦議員、沖田議員、西川議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、串崎議員、
小川議員、野藤議員、上野議員、飛野議員、笹田議員、布施議員、岡本議員、
芦谷議員、永見議員、道下議員、田畑議員、西田議員、澁谷議員、西村議員、
牛尾議員

〔執行部〕

市 長、副市長、金城自治区長、旭自治区長、弥栄自治区長、三隅自治区長、
教育長、総務部長、市民生活部長

〔事務局〕

局長、次長、議事係長

【全国市議会議長会・中国市議会議長会 表彰の伝達】

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 専決処分の報告について（浜田市税条例等の一部を改正する条例）（市民生活部）
- (2) 専決処分の報告について（令和元年度浜田市一般会計補正（総務部）予算（第8号））
- (3) その他

2 陳情について

3 浜田市議会におけるウェブ会議導入について

4 その他

■ 全国市議会議長会 第96回定期総会

令和2年5月27日表彰

○ 正副議長一般表彰（1名）

正副議長4年以上	1名	川神 裕司
----------	----	-------

○ 議員一般表彰（5名）

議員15年以上	1名	西田 清久
---------	----	-------

議員10年以上	4名	芦谷 英夫
		岡本 正友
		布施 賢司
		笹田 卓

■ 中国市議会議長会 第146回定期総会

令和2年4月23日表彰

○ 正副議長一般表彰（1名）

正副議長3年以上	1名	川神 裕司
----------	----	-------

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	報告第11号				
2	題名	専決処分の報告について（浜田市税条例等の一部を改正する条例）				
3	目的・理由	「地方税法等の一部を改正する法律」が令和2年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第180条第1項の規定により同年3月31日付けで、浜田市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。				
4	概要	<p>1 個人住民税関係</p> <p>(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し</p> <p>ア ひとり親に対する「ひとり親控除」の創設</p> <p>寡婦(夫)控除を見直し、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有し、合計所得金額が500万円以下のひとり親に対して、30万円を控除する「ひとり親控除」を創設する。</p> <p>イ ひとり親以外の「寡婦控除」の見直し</p> <p>ひとり親に該当しない寡婦については、引き続き「寡婦控除」として、26万円を控除することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、所得制限（合計所得金額500万円以下）を設ける。</p> <p>(2) 非課税措置対象者の見直し</p> <p>未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直しに伴い、非課税措置対象者の範囲を見直し、ひとり親を対象とする。</p> <table border="1" data-bbox="512 1944 1347 2051"> <tr> <td>現行</td> <td>障害者、未成年者、寡婦又は寡夫</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>障害者、未成年者、寡婦又はひとり親</td> </tr> </table>	現行	障害者、未成年者、寡婦又は寡夫	改正後	障害者、未成年者、寡婦又はひとり親
現行	障害者、未成年者、寡婦又は寡夫					
改正後	障害者、未成年者、寡婦又はひとり親					

2 たばこ税関係

(1) 軽量な葉巻たばこの課税方法の見直し

重量に応じて課税されている葉巻たばこのうち、軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）について、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、最低税率を設定する（本数課税への見直し）。

なお、激変緩和を図る観点から、たばこ税率の引上げスケジュールにあわせて、一定の経過措置を講じ、最低税率を段階的（令和2年10月・令和3年10月）に引き上げる。

令和2年10月～	「0.7g未満の葉巻たばこ」を 「0.7本の紙巻たばこ」に換算
令和3年10月～	「1g未満の葉巻たばこ」を 「1本の紙巻たばこ」に換算

3 固定資産税関係

(1) 所有者不明土地等に係る課税について

ア 現に所有している者の申告の制度化

登記簿等に所有者として登記等がされている納税義務者が死亡している場合、その土地又は家屋を現に所有している者（相続人等）に、氏名、住所等を申告させることを制度化する。

イ 使用者を所有者とみなす制度の拡大

固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、その使用者を所有者とみなして、その者に固定資産税を課税することができる規定の追加。（令和3年度分以後の課税分から適用）

(2) 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る特例措置の創設について

水防法により指定された浸水被害軽減地区内の土地に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特例率を「わがまち特例」により定め、最初の3年間、価格に3分の2を乗じた額とする特例措置を創設する。

(3) 再生可能エネルギーに係る特例措置について（見直

		<p>しを図り 2 年間延長)</p> <p>再生可能エネルギーのうち水力発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、出力が一定規模以上の設備に係る「わがまち特例」の特例率を見直し、2 年間延長する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備の種類</th> <th rowspan="2">出力区分</th> <th colspan="2">特例率</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水力発電設備</td> <td>5,000kw 未満</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>5,000kw 以上</td> <td>2/3</td> <td>3/4</td> </tr> </tbody> </table>	設備の種類	出力区分	特例率		現行	改正後	水力発電設備	5,000kw 未満	1/2	1/2	5,000kw 以上	2/3	3/4
設備の種類	出力区分	特例率													
		現行	改正後												
水力発電設備	5,000kw 未満	1/2	1/2												
	5,000kw 以上	2/3	3/4												
5	5 施行期日等	<p>1 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日 (一部を除く。)</p> <p>2 経過措置 市民税、固定資産税、市たばこ税及び延滞金に関する経過措置</p>													

令和元年度 一般会計補正予算（第8号）説明資料

1. 編成概要

- 今回の補正予算は、特別交付税、地方債等の確定に伴う歳入の調整及び決算見込みによる歳出不用額等の調整を行うとともに、国補助事業の決定に伴う事業費の調整を行うものです。

(令和2年3月31日専決)

2. 予算規模

- 補正額は次のとおりです。

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
一 般 会 計 (第8号)	39,619,766	△360,589	39,259,177

3. 補正事項

- 主な補正事項は次のとおりです。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る国補助事業の決定に伴う調整
 - ・ 放課後児童クラブ、子育て支援センターにおける感染拡大防止対策経費
 - ・ 保育施設等設置者が実施する感染拡大防止対策に要する費用への助成
- (2) 決算見込みによる不用額等の調整
- (3) 特別交付税の調整
- (4) 地方債の調整

4. 一般会計補正予算（第8号）

1. 歳入歳出予算総括表

（歳入）

〔単位：千円〕

款	補正前の額	補正額	計	説明
3 利子割交付金	18,633	△ 10,807	7,826	利子割交付金 △ 10,807
6 地方消費税交付金	1,059,433	△ 28,557	1,030,876	地方消費税交付金 △ 28,557
11 地方交付税	12,026,451	205,386	12,231,837	特別交付税 205,386
15 国庫支出金	5,764,509	△ 19,827	5,744,682	生活保護費 16,534 プレミアム付商品券事業費 △51,825 保育対策総合支援事業費 11,355 他
19 繰入金	1,932,315	△ 266,870	1,665,445	減債基金繰入金 △266,870
21 諸収入	1,322,324	△ 209,314	1,113,010	県道除雪事業費 △2,014 プレミアム付商品券収入 △207,300
22 市債	4,025,897	△ 30,600	3,995,297	県営漁港改良事業負担金 △18,400 道路橋梁整備事業費 △12,200
歳入合計	39,619,766	△ 360,589	39,259,177	

（歳出）

〔単位：千円〕

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	11,409,792	△ 307,712	11,102,080	△ 19,827		△ 207,300	△ 80,585
6 農林水産業費	4,035,168	△ 18,677	4,016,491		△ 18,400		△ 277
8 土木費	3,116,417	△ 34,200	3,082,217		△ 12,200	△ 2,014	△ 19,986
歳出合計	39,619,766	△ 360,589	39,259,177	△ 19,827	△ 30,600	△ 209,314	△ 100,848

2. 事業別の補正事項

3 (民生費)

△ 307,712

番号	新規区分	事業名及び事業概要	事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源
1		浜田市プレミアム付商品券発行事業(消費税増税対策分) 不用額の調整 【事業費】 補正前 補正額 補正後 383,760 △ 265,923 117,837	△ 265,923	△ 58,623	0	△ 207,300	0
2		身体障がい者更生医療給付事業 不用額の調整 【事業費】 補正前 補正額 補正後 60,668 △ 10,805 49,863	△ 10,805	0	0	0	△ 10,805
3		障がい者介護給付事業 不用額の調整 【事業費】 補正前 補正額 補正後 1,000,229 △ 17,996 982,233	△ 17,996	0	0	0	△ 17,996
4		放課後児童クラブ設置事業 国の補助事業を活用し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として機器等を配置する ○空気清浄機等備品購入費 9,500千円 【事業費】 補正前 補正額 補正後 136,609 9,500 146,109	9,500	9,500	0	0	0
5		子育て支援センター運営事業 国の補助事業を活用し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として機器等を配置する ○消毒液等消耗品費 32千円 ○空気清浄機等備品購入費 125千円 【事業費】 補正前 補正額 補正後 7,844 157 8,001	157	157	0	0	0
6		特別保育事業 国の補助事業を活用し、保育施設等設置者が実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に要する費用を助成する ○新型コロナウイルス感染対策支援事業補助金 12,605千円 【事業費】 補正前 補正額 補正後 53,771 12,605 66,376	12,605	12,605	0	0	0
7		扶助費 不用額の調整 【事業費】 補正前 補正額 補正後 768,032 △ 35,250 732,782	△ 35,250	16,534	0	0	△ 51,784
民生費 合計			△ 307,712	△ 19,827	0	△ 207,300	△ 80,585

6 (農林水産業費)

△ 18,677

番号	新規区分	事業名及び事業概要	事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源
8		県事業負担金(漁港) 不用額の調整 【事業費】 補正前 補正額 補正後 125,000 △ 18,677 106,323	△ 18,677	0	△ 18,400	0	△ 277
農林水産業費 合計			△ 18,677	0	△ 18,400	0	△ 277

8 (土木費)

△ 34,200

番号	新規 区分	事業名及び事業概要	事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源
9		公共土木施設整備事業 財源振替 【事業費】	0	0	△ 12,200	0	12,200
		補正前					
		44,179					
		補正額					
		0					
		補正後					
		44,179					
10		除雪事業 不用額の調整 【事業費】	△ 34,200	0	0	△ 2,014	△ 32,186
		補正前					
		60,000					
		補正額					
		△ 34,200					
		補正後					
		25,800					
		土木費 合計	△ 34,200	0	△ 12,200	△ 2,014	△ 19,986

3. 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
03 民生費	02 児童福祉費	新型コロナウイルス感染症対策経費 (放課後児童クラブ等)	千円 9,657
03 民生費	02 児童福祉費	新型コロナウイルス感染症対策経費 (保育施設等)	12,605
03 民生費	02 児童福祉費	私立保育所施設整備補助事業	3,625

(廃止)

款	項	事業名	金額
08 土木費	02 道路橋梁費	除雪車等整備事業	千円 18,980
08 土木費	02 道路橋梁費	戸地線改良事業	27,400
08 土木費	02 道路橋梁費	長沢下府線通学路整備事業	18,700
11 災害復旧費	01 農林水産業施設 災害復旧費	31年農地災害復旧費	3,047
11 災害復旧費	01 農林水産業施設 災害復旧費	31年農業用施設災害復旧費	643

4. 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
水産施設整備事業	千円 931,700	千円 913,300
道路橋梁整備事業	800,200	788,000

令和 2 年浜田市議会 6 月定例会議 陳情付託案について

陳情 番号	件 名	対応
150	土木費の安定的予算処置に関する陳情について	産業建設委員会付託
151	施設使用料免除に関する陳情について	産業建設委員会付託
152	新型コロナウイルス感染症関連の支援制度について対象者に等しく給付されるよう要望する陳情について	福祉環境委員会付託

浜田市議会におけるウェブ会議導入について

1. ウェブ会議導入の経緯

昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の状況は、大きな自然災害同様、非常の事態であり、その感染症対策については、浜田市はもちろんのこと、浜田市議会においても最重要課題と捉え、新型コロナウイルス感染症の発生防止や拡大抑制と市民の安全・安心確保のため、浜田市議会基本条例第5条に基づき、「浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部」を設置することとした。(令和2年4月17日設置)

なお、すでに議会基本条例第5条に基づき、「浜田市議会における災害発生時の対応要領」は策定していたが、災害対応の内容であったため、この度の感染症対策に適した、より機動力のあるものにするため、新たに、「浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部設置要領」(別紙のとおり)を定めたところである。

* 支援本部の構成について、災害対策支援本部では、本部長(議長)、副本部長(副議長)、議会運営委員会委員の計13名であるが、新型コロナウイルス対策支援本部では、本部長(議長)、副本部長(副議長)、各会派代表者の計7名とした。

これは、構成員を少数にすることで、感染症の発生防止と拡大抑制の措置を講じ、会議開催を機動性の高いものにするためである。

令和2年4月21日の第1回新型コロナウイルス対策支援本部会議において、感染リスクの軽減を鑑み、参集機会を減らすことはもちろんのこと、今後、参集が不可能となることも想定し、議長からウェブ会議導入について提案があった。その後、令和2年5月12日の第2回新型コロナウイルス対策支援本部会議においてウェブ会議を試行した結果、今後の活用推進について確認がなされた。

以上、これらの経緯を踏まえ、浜田市議会におけるウェブ会議導入にかかる詳細部分については、議員定数等議会改革推進特別委員会において協議・確認等を行い、浜田市議会の取組として共通認識をもつこととする。

2. ウェブ会議で開催できる会議

以下の会議とし、今後必要に応じてさらに検討していくこととする。

① 新型コロナウイルス対策支援本部会議等(参集が困難な場合)

* 議会基本条例第5条に規定する協議又は調整を行うための組織で開催する会議

② 全員協議会、政策討論会幹事会、政策討論会(参集が困難な場合)

* 会議規則第107条に規定する協議又は調整を行うための場

③ 会派や議員(委員)間等での協議や打ち合わせ

【総務省自治行政局及び全国市議会議長会の見解について】

総務省自治行政局行政課長から令和2年4月30日付総行第117号「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」によると、**条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置**を講じ、新型コロナウイルス感染症の**まん延防止措置の観点等**から委員会の開催場所への**参集が困難**と判断される実情がある場合に、**オンライン会議を活用することで委員会を開催することは差し支えない**という主旨の通知がある。

しかしながら、**全国市議会議長会**に問い合わせたところ、地方自治法（以下「法」という。）や会議規則、委員会条例等、法的根拠のある会議（本会議、委員会等）をウェブ会議で開催することについては、**積極的には推進していない**。なお、法第100条第12項、会議規則第107条第1項の規定による**協議又は調整の場（全員協議会、政策討論会等）については、参集が困難な場合は実施可能**と解する旨の回答をもらっている。

* オンライン会議には、主にウェブ会議（パソコンやスマホを用いた会議システム）とテレビ会議（テレビモニターに専用機材を接続して複数拠点を結ぶ会議システム）があるが、浜田市議会では、ウェブ会議の導入を検討することとする。

3. ウェブ会議の方法

主な流れは下記のとおり。

詳細は、「Zoomによるウェブ会議マニュアル」（別途作成済み）を参照すること。

①仕様

- ・ウェブ会議のソフトウェアにZoomを使用する。

②使用機器

- ・全議員に貸与しているタブレット端末を使用する。

③会議開催の連絡

- ・議会事務局から各議員へ配信する会議開催案内に招待URL等（ミーティングID、パスワード等を含む）を貼付し、メールで送付する。

④議事進行

- ・通常は、会議を主宰する者が議事進行し、書記または事務局職員が補佐（記録、資料配信）する。（打ち合わせ等はこの限りでない。）

⑤通信環境の確保

- ・自宅または公民館等の公の施設等、Wi-Fi環境のある通信環境を確保する。

⑥情報の公開

- ・必要に応じて、Zoomによる画面の録画データを市議会ホームページ等により公開する。

⑦会議録

- ・必要に応じて、会議の議事録は、Zoomによる音声データにより、書記または事務局職員が作成する。

4. 遵守事項

- ①貸与されているタブレット端末を使用すること。
- ②タブレット端末での Zoom 使用については、議会及び議員の活動に必要な場合に使用すること（浜田市議会タブレット端末の貸与及び運用に関する規程第3条による）
- ③招待 URL 等（ミーティング ID、パスワード等を含む）は、参加者だけに告知するものであり、外部へ拡散しないこと。
- ④会議開催 10 分前には指定されたアドレス等へアクセスし、事前の会議資料確認も含め、各自で会議参加の準備をしておくこと。
- ⑤Zoom による画面の録画データ（共有した資料を含む）や音声データの公開を個人的に行わないこと。
- ⑥議会及び議員の活動に必要な会議のために使用することを念頭に置き、参加の際の服装や身だしなみ、参加場所（周囲の音や背景、第三者がいないこと）、飲食等には十分配慮すること。

5. まとめ

浜田市議会においては、すでにタブレット端末を議員全員に貸与していること（機器の整備）、原則全ての会議を動画配信しており、必要に応じて公開していること（動画等の情報公開）、多くの議員が個人で Wi-Fi 環境を整えていたり、市内の避難所や公民館等の公共施設に Wi-Fi 環境が整備されていたりすること（通信環境の整備）等の好条件を最大限活用することができるため、すべての議員に貸与しているタブレット端末に Zoom アプリを入れ、ウェブ会議が開催できる環境を整えた。

今後は、会議等の内容により、必要に応じてウェブ会議を開催していくものである。

浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市議会基本条例第5条の規定に基づき、浜田市において新型コロナウイルス感染症の発生防止又は拡大抑制の措置が必要となった場合に、浜田市新型コロナウイルス対策本部（以下「対策本部」という。）と連携、協力し、対策活動を支援するとともに、議会として適切な対応を図るために必要な事項を定めるものとする。

(支援本部の設置)

第2条 議長は、感染症等の発生、拡大により対策本部が設置された場合、これに協力するため、浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置することができる。

2 感染の状況により支援本部が設置できないときは、議長の指示の下、議会事務局が第4条各号に掲げる事務を行うものとする。

(支援本部の構成)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

2 本部長は議長をもって充て、支援本部の事務の統括及び本部員を指揮監督し、対策本部の会議に出席して議会としての意見を伝えるとともに、情報収集及び執行部との情報共有に努めるものとする。

3 副本部長は副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、各会派代表者をもって充て、本部長、副本部長を補佐するとともに、支援本部の事務に従事する。

(支援本部の事務)

第4条 支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の感染状況の確認を行うこと。
- (2) 対策本部から会議での情報提供を受け、必要に応じて各議員にその情報を提供すること。
- (3) 議員からの情報を収集・整理し、対策本部に提供すること。
- (4) 必要に応じて国・県等への要望活動を行うこと。
- (5) その他本部長が必要と認めること。

(議員の任務)

第5条 支援本部の事務に従事しない議員は、次に掲げる事務を遂行する。

- (1) 支援本部から対策本部における情報の提供を受けること。
- (2) 市民からの相談に応じて助言を行うこと。
- (3) 市民の意見及び要望等について、必要に応じて支援本部に報告すること。

(議会事務局の役割)

第6条 議会事務局は支援本部事務局の役割を担うものとする。

- (1) 事務局長は、対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、議会からの情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、各議員との連絡や感染情報の整理など、事務局の業務に従事する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

この要領は、令和2年4月16日から施行する。

【参考】浜田市議会基本条例（危機管理）

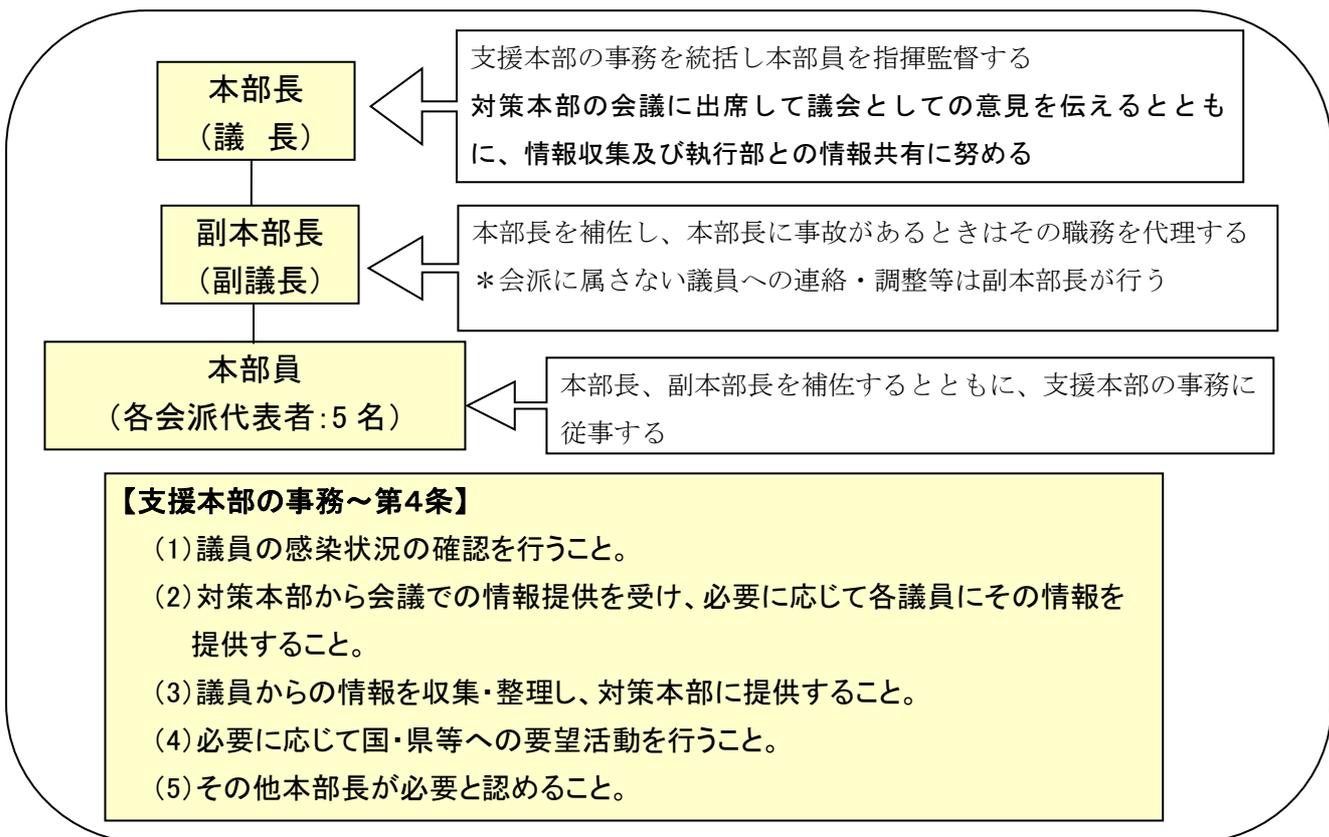
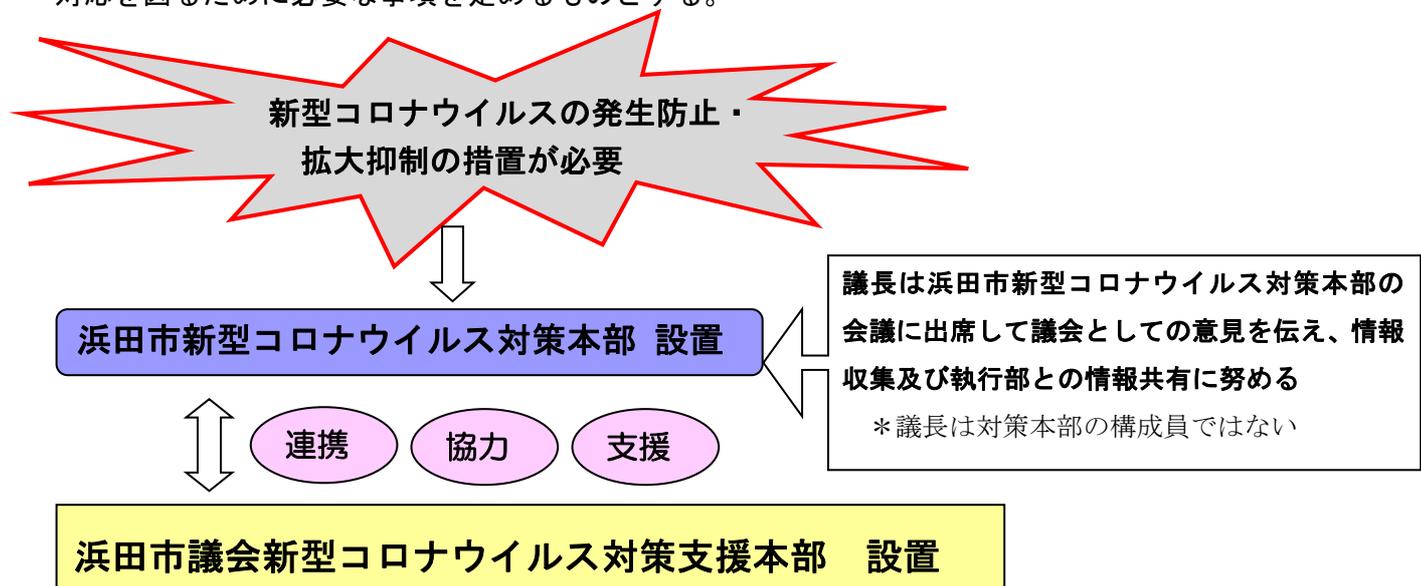
第5条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する
- (2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。

浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部における対応要領フロー

浜田市議会基本条例第5条の規定に基づき、浜田市において新型コロナウイルス感染症の発生防止又は拡大抑制の措置が必要となった場合に、浜田市議会が浜田市新型コロナウイルス対策本部（以下「対策本部」という。）と連携、協力し、対策活動を支援するとともに、議会として適切な対応を図るために必要な事項を定めるものとする。



【支援本部の事務に従事しない議員の任務～第5条】

- (1) 支援本部から対策本部における情報の提供を受けること。
- (2) 市民からの相談に応じて助言を行うこと。
- (3) 市民の意見及び要望等について、必要に応じて支援本部に報告すること。

【議会事務局の役割～第6条】

議会事務局は支援本部事務局の役割を担う

- (1) 事務局長は対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、議会からの情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、各議員との連絡や感染情報の整理など、事務局の業務に従事する

令和2年6月浜田市議会定例会議
ケーブルテレビ放送について（個人一般質問）

○石見ケーブルビジョン

議会の予定		放送予定日	放送予定時間	放送予定議員名
質問日	質問者数等			
6月16日(火)	8名	6月17日(水)	17:00～	道下 文男
				川上 幾雄
				牛尾 昭
				西田 清久
				西村 健
				柳楽 真智子
				澁谷 幹雄
				岡本 正友
6月17日(水)	7名	6月18日(木)	17:00～	西川 真午
				野藤 薫
				三浦 大紀
				小川 稔宏
				芦谷 英夫
				佐々木 豊治
				布施 賢司

○ひゃこるネットみすみ

議会の予定		放送予定日	放送予定時間	放送予定議員名
質問日	質問者数等			
6月16日(火)	8名	6月22日(月)	19:45～	道下 文男
				川上 幾雄
				牛尾 昭
				西田 清久
		6月23日(火)	19:45～	西村 健
				柳楽 真智子
				澁谷 幹雄
				岡本 正友
6月17日(水)	7名	6月24日(水)	19:45～	西川 真午
				野藤 薫
				三浦 大紀
		6月25日(木)	19:45～	小川 稔宏
				芦谷 英夫
				佐々木 豊治
布施 賢司				